

団体信用生命保険 (団信)のご案内



ろうきんローンは選べる**8**つの「団信」で安心

商品名	加入形態	保障内容
ろうきん団信	単独 複数加入	
夫婦連生団信	夫婦連生	死亡 高度障がい
引受緩和団信	単独	
がん団信	単独 複数加入	死亡 高度障がい 悪性新生物 リビングニーズ
夫婦連生がん団信	夫婦連生	死亡 高度障がい 悪性新生物 リビングニーズ
就業不能保障団信	単独 複数加入	死亡 高度障がい 就業不能 長期就業不能
夫婦連生就業不能保障団信	夫婦連生	死亡 高度障がい 就業不能 長期就業不能
ろうきんオールマイティ保障型団信	単独 複数加入	死亡 高度障がい 3大疾病 身体障がい

※団体信用生命保険とは労働金庫連合会を保険契約者、労働金庫(以下、金庫といいます)を保険金等受取人とし、金庫からローンを借り入れている債務者を被保険者とする生命保険契約で、被保険者が保険期間中に所定のお支払事由に該当された場合に、生命保険会社が保険金等を保険金等受取人である金庫に支払い、その保険金等が被保険者のローンの返済に充当されます。

※現在の健康状態や過去の傷病歴等により、ご加入いただけない場合があります。

北海道ろうきん
コールセンター

0120-5-109-26
ご利用時間 AM9:00～PM5:00 土・日・祝日、年末年始は休業します。

北海道ろうきん
ホームページ

北海道ろうきん

検索

<https://www.rokin-hokkaido.or.jp>



※このパンフレットの内容は、2022年10月11日現在のものです。

ろうきんはこころのご近所さん。

こことのとなりに。
R 北海道ろうきん



「北海道ろうきん」は、道内で活動するNPO、
ボランティア団体を応援しています。

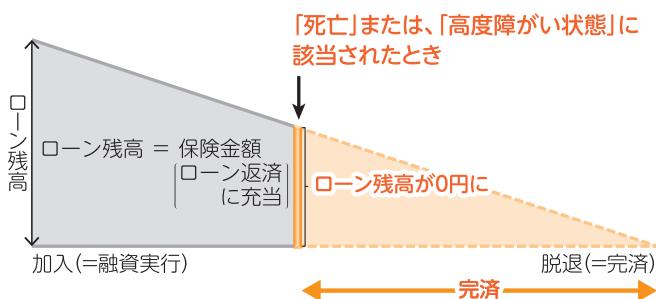
ろうきん団信

死亡 高度障がい 夫婦連生

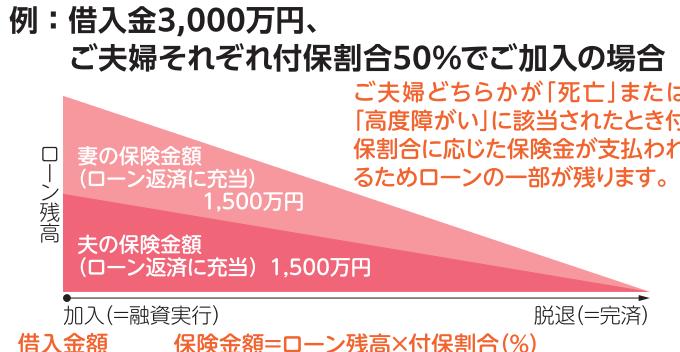


- 保険期間中に死亡、所定の高度障がい状態に該当されたときに保険金が支払われ、債務が返済されます。

お1人でご加入の場合



複数でご加入の場合



夫婦連生団信

上乗せ金利 + 年0.2%

- 例：借入金3,000万円、夫婦連生団信でご加入の場合



【保険金額のイメージ】



ご夫婦のどちらかが死亡または所定の高度障がい状態になられた場合、ローンは完済となります。

留意事項等

- 加入対象者
新たにご融資を受けられる方のうち、満18歳以上66歳未満で生命保険会社がご加入を承諾した方。
- 保険期間
債務の償還期間、定められた期間または満76歳の誕生日の前日までとなります。
- 夫婦連生
ご夫婦お二人ともについて、上記年齢の範囲内であることが必要です。また、夫婦連生をご利用できるご夫婦とは、戸籍上のご夫婦のほか、婚約関係にある方または内縁関係にある方です。また、同性パートナーを含みます。
- 加入手続き
融資が実行されるまでに「WEB告知」もしくは「申込書兼告知書」をご提出のうえ、加入諾否をご確認ください。なお、告知の内容によっては医師の診断書(※)等をご提出いただくことがあります。
※診断書取得にかかる費用はお客様（加入申込者）にご負担いただきます。

引受緩和団信

上乗せ金利 + 年0.3%

- ろうきん団信にご加入できない方を対象とした、引受条件を緩和した団体信用生命保険です。
- 保険期間中に死亡、所定の高度障がい状態に該当されたときに保険金が支払われ、債務が返済されます。
- ろうきん団信の申込書兼告知書にて再度加入査定を行った後、告知内容によっては「加入査定意向確認書・申込書」とあわせて医師の診断書等をご提出いただくことがあります。
- 夫婦連生、連帯債務者が複数名加入するお取扱いはできません。
- この保険については「加入査定意向確認書・申込書」に添付の「引受条件緩和・割増保険料適用特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」を必ずご確認ください。

リビングニーズ特約付 がん団信

死亡 高度障がい
悪性新生物 リビングニーズ 夫婦連生

上乗せ金利 + 年0.05%

- 保険期間中に死亡、所定の高度障がい状態に該当されたときに保険金が支払われ、債務が返済されます。
- 保険期間中に初めて悪性新生物(*1)に罹患したと医師により診断確定されたときに保険金が支払われ、債務が返済されます。
- 余命6ヶ月以内と判断されるとき(*2)に保険金が支払われ、債務が返済されます。



万一の場合、悪性新生物と診断確定された場合の住宅ローンのご返済に安心を!

- 「死亡」または「高度障がい状態」に該当されたとき
- 「悪性新生物(*1)と診断確定されたとき
- 「余命6ヶ月以内」と判断されるとき(*2)

住宅ローン残高が **0円**



お支払事由により、該当する時期やお支払いの対象となる金額は異なります。

夫婦連生がん団信

上乗せ金利 + 年0.25%

例：借入金3,000万円、夫婦連生がん団信でご加入の場合 【保険金額のイメージ】



ご夫婦のどちらかが死亡または所定の高度障がい状態になられた場合、悪性新生物(*1)と診断確定されたとき、余命6ヶ月以内と判断されるとき(*2)ローンは完済となります。

ご夫婦どちらかに万一の場合、
ローン残高0円に。

ご加入について

加入対象者

新たにご融資を受けられる所定の年齢範囲内の方のうち、生命保険会社が承諾した方がご加入いただけます。
ただし、以下に該当する場合は、ろうきん がん団信制度にはご加入いただけません。

- がん（悪性しゅよう・肉腫・悪性リンパ腫・白血病・上皮内がん・皮膚がんを含みます）の既往歴のある方

加入手続き

「加入申込書兼告知書」をご提出いただきます。なお、借入金額（保険金額）が5,000万円を超える場合には、生命保険会社所定の「専用診断書」等をご提出ください。また、告知の内容によっては医師の診断書等を追加してご提出いただくことがあります（診断書取得にかかる費用はお客様（加入申込者）にご負担いただきます）。※健康状態によっては、ご加入をお断りする場合もございますのでご了承願います。

(*1)悪性新生物のうち、上皮内がん（子宮頸がん0期、食道上皮内がん、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、大腸の粘膜内がん等）、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんについては支払対象外です。

(*2)余命の判断は、医師の診断に基づき、生命保険会社が行います。

就業不能保障団信



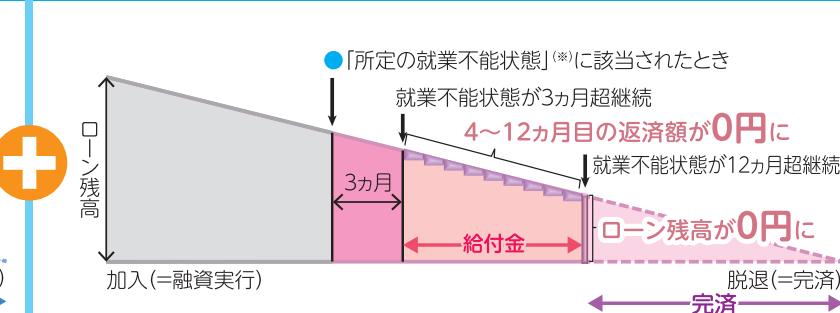
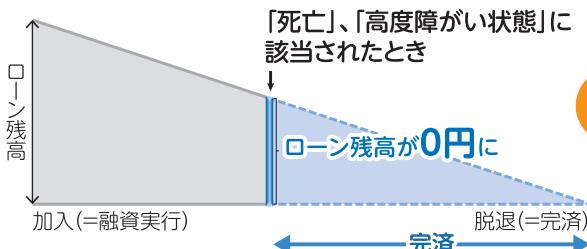
- ろうきん団信の「死亡・所定の高度障がい状態」の保障に加え、ケガや病気による所定の就業不能状態(※)を幅広く保障する商品です。
- 保険期間中に死亡、所定の高度障がい状態に該当されたとき、または長期就業不能保障保険金のお支払事由に該当されたとき保険金が支払われ、債務が返済されます。
- 就業不能給付金のお支払事由に該当されたときは、該当された日以後1ヵ月以内に到来する約定返済日における予定返済額が支払われます。

保障①

「死亡」、「高度障がい状態」に該当の場合

保障②

「就業不能状態」に該当の場合



保障範囲

就業不能保障団信なら、あらゆる就業不能状態を
幅広く保障するので安心です。



夫婦連生就業不能保障団信 上乗せ金利 + 年0.3%

夫婦連生就業不能保障団信なら、
ご夫婦のどちらかが「死亡・所定の高度障がい状態」に該当した
場合に加え、「所定の就業不能状態」になっても保障されます。

【保険金額のイメージ】



「所定の就業不能状態」について(※)

「入院」

- 「病院」もしくは「診療所」への治療を目的とした「入院」をしていること
- 上記の「病院」もしくは「診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。
 - 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
 - 上記①の場合と同等の日本国外にある医療施設
- 上記の「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院もしくは診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

「在宅療養」

- 以下のいずれかに該当する状態にあり、医師の指示による「在宅療養」をしていること
 - 身のまわりのある程度のことはできるが、しづしづ介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの
 - 身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおむねベッド周辺に限られるもの
- 上記の「在宅療養」とは、日本国内にある自宅等（病院および診療所以外の場所をいいます。）で治療、養生に専念することをいいます。

ろうきんオールマイティ 保障型団信



上乗せ金利 + 年0.1%・+ 年0.3%

- 3大疾病に加え、あらゆるケガや病気による身体障がい(※)に対応した商品です。
(※)障害基礎年金の障害等級1級相当
- 保険期間中に死亡、所定の高度障がい状態、3大疾病、所定の身体障がい状態に該当した場合、保険金が支払われます。
- 保険期間は満76歳の誕生日の前日まで可能です。

ろうきんオールマイティ保障型団信は ここまで幅広い保障をしています

一般的な3大疾病保障付団信の保障内容



3大疾病

- 初めて所定の「**悪性新生物(がん)**」に罹患したと診断確定されたとき
- 「**急性心筋梗塞」「脳卒中**」を発病し、60日以上所定の状態が継続したと診断されたとき



ろうきんオールマイティ保障型団信ならではの**プラス保障**

3大疾病

- ③ 「**急性心筋梗塞」「脳卒中**」で
**治療のための
所定の手術を受けたとき** (※1)



ケガや病気により
所定の身体障がい状態
(**障害基礎年金の障害等級1級相当**) (※2)
になったとき

障がい特約

- (※1) 60日以上の状態継続を待たずに、お支払いできます。
(ご参考) **急性心筋梗塞などの虚血性心疾患: 20,868件** **脳卒中などの脳血管疾患: 13,979件**
〔厚生労働省 令和元年社会医療診療行為別統計〕
- (※2) 相当とは、障害基礎年金(障害等級1級)の受給資格が無い場合にも、保険会社の判断でお支払することがあります。 (障害基礎年金の受給資格があることは必要条件ではありません。)

お支払事由に該当した

場合、保険金により

ローン残高が

0円に

※連帯して債務を負わされる方の保険金額は、お支払事由に該当した被保険者の付保割合を未償還債務残高に乗じた額となります。
※保険金が支払われる場合であっても利息の一部等をご負担いただく場合があります。

※保険金が支払われない場合がありますので「加入申込書兼告知書」に添付の「ご加入にあたって」を必ずご確認ください。

ろうきんオールマイティ保障型団信(正式名称: 3大疾病保障特約・障がい特約付団体信用生命保険)にお申込みの際は以下の内容を必ずお読みください。

- ご加入にあたっては、「加入申込書兼告知書」をご提出いただきます。現在または過去の健康状態等によっては、ご加入をお断りする場合があります。なお、悪性新生物(上皮内がん・皮膚がんを含む)と診断されたことのある方は、この保険にご加入いただけません。
- お申込み金額は最高1億円までとなり、また5,000万円を超える場合には、告知に加え、保険会社所定の「健康診断結果証明書」の提出が必要になります。
告知の内容によっては医師の診断書等を追加してご提出いただくことがあります。
※診断書等取得にかかる費用はお客様(加入申込者)にご負担いただきます。
- 保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物(がん)およびその再発・転移等はお支払対象となりません。
お支払対象となる所定の悪性新生物(がん)には、上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。
- ご利用いただける方は、融資時の年齢が満18歳以上満51歳未満の方で、保険期間は約定の賦払償還期間および一括償還期間と同一となります。ただし、満76歳の誕生日の前日で脱退となります。

団体信用生命保険ラインアップ

種類	ろうきん団信	夫婦連生団信	引受緩和団信	がん団信	夫婦連生団信	就業不能保障団信	夫婦連生就業不能保障団信	ろうきんオールマイティ保障型団信
商品名	団体信用生命保険		引受条件緩和・割増保険料適用特約付団体信用生命保険	がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険		団体信用就業不能保障保険 団体信用生命保険	団体信用就業不能保障保険 団体信用生命保険	3大疾病保障特約・障がい特約付団体信用生命保険
支払事由	死亡・高度障がい がん疾病 余命6カ月以内と判断されるとき(*)			死亡・高度障がい がん疾病 余命6カ月以内と判断されるとき(*)		死亡・高度障がい 就業不能	死亡・高度障がい 就業不能	死亡・高度障がい 3大疾病 身体障がい状態
特徴	万一、死亡または高度障がい状態の場合にローン残高相当額の保険金が支払われます。			ろうきん団信の保障に加え、がん保険金のお支払い事由に該当されたとき、余命6カ月以内と判断されるとき(*)にローン残高相当額の保険金が支払われます。		ろうきん団信の保障に加え、働けない状態(就業不能状態)が3カ月を超えるとローン返済額と同額の給付金が支払われ、さらに就業不能状態が12カ月を超えるとローン残高相当額の保険金が支払われます。	ろうきん団信の保障に加え、働けない状態(就業不能状態)が3カ月を超えるとローン返済額と同額の給付金が支払われ、さらに就業不能状態が12カ月を超えるとローン残高相当額の保険金が支払われます。	万一、死亡または所定の高度障がい状態になった場合に加え、所定の3大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)、所定の身体障がい状態に該当されたときにローン残高相当額の保険金が支払われます。
加入方法	単独・複数加入 (単生) 付保割合設定 (合計で10割)	それぞれ10割	単独加入	単独・複数加入 (単生) 付保割合設定 (合計で10割)	それぞれ10割	単独・複数加入 (単生) 付保割合設定 (合計で10割)	それぞれ10割	単独・複数加入 (単生) 付保割合設定 (合計で10割)
保険金額 (全ての団信の通算が上限1億円)	1億円以内	1億円以内 (お二人とも)	1億円以内	1億円以内	1億円以内 (お二人とも)	1億円以内	1億円以内 (お二人とも)	1億円以内
健康診断結果等の提出	不要			5,000万円超のとき 所定の専用診断書等が必要		5,000万円超のとき 所定の専用診断書等が必要	5,000万円超のとき 所定の専用診断書等が必要	5,000万円超のとき 保険会社所定の「健康診断結果証明書」が必要
追加診断書の提出	告知内容によっては保険会社所定の追加診断書の提出が必要になります。						告知内容によっては主治医の診断書等の提出が必要になります。	告知内容によっては主治医の診断書等の提出が必要になります。
加入時年齢	満18歳以上 満66歳未満		満18歳以上 満51歳未満		満18歳以上 満66歳未満		満18歳以上 満51歳未満	満18歳以上 満51歳未満
完済時年齢	満76歳未満			満76歳未満		満76歳未満	満76歳未満	満76歳未満
上乗せ金利	なし(金庫負担)	+年0.2%	+年0.3%	+年0.05%	+年0.25%	+年0.1%	+年0.3%	+年0.1%・0.3%
こんな方におすすめ	ベーシックな保障をご希望の方	夫婦共働きで夫婦で借入れされる方	ろうきん団信にご加入できなかった方	金利負担はおさえながらも「がん」にはしっかり備えたい方	ケガや病気で働けなくなったり場合に幅広く備えたい方	ケガや病気で働けなくなったり場合に幅広く備えたい方	手厚い保障が必要な方	手厚い保障が必要な方

●ご加入後の他の団信制度への切り替えはできません。

●夫婦連生では同じ団信制度の選択となります。

●夫婦連生を利用できるご夫婦とは、戸籍上のご夫婦のほか、婚約関係にある方または内縁関係にある方です。また、同性パートナーを含みます。

●上表は、付帯される保険の概要を説明したものです。この保険の詳細については、「加入申込書兼告知書」に添付の「ご加入にあたって」「団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」「団体信用就業不能保障および団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」「がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」「引受条件緩和・割増保険料適用特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」を必ずご確認ください。

(*)余命の判断は、医師の診断に基づき、生命保険会社が行います。

お問合せはお気軽に〈ろうきん〉店舗、または北海道ろうきんセンターへ

■ 札幌市内

ローンプラザ TEL.011-271-2081
本店営業部 TEL.011-271-2001
道庁支店 TEL.011-251-3316
札幌西支店 TEL.011-661-5121
札幌手稻支店 TEL.011-691-0615
札幌東支店 TEL.011-822-8181
札幌平岡支店 TEL.011-885-1311
札幌北支店 TEL.011-717-1212
札幌麻生支店 TEL.011-717-2121

■ 道央地区

江別支店 TEL.011-391-6011
千歳支店 TEL.0123-27-6666
岩見沢支店 TEL.0126-22-1035
滝川支店 TEL.0125-23-2121
砂川出張所 TEL.0125-54-3144
小樽支店 TEL.0134-23-3238
俱知安支店 TEL.0136-22-0459
函館支店 TEL.0138-54-1131

八雲支店 TEL.0137-63-3311

室蘭東支店 TEL.0143-45-3611

室蘭支店 TEL.0143-22-1975

苫小牧支店 TEL.0144-36-1212

静内支店 TEL.0146-43-3111

■ 道北地区

旭川支店 TEL.0166-26-4231

富良野支店 TEL.0167-23-6000

留萌支店 TEL.0164-43-5770

名寄支店 TEL.01654-2-2270

稚内支店 TEL.0162-73-1151

■ 道東地区

帶広支店 TEL.0155-24-3767

釧路支店 TEL.0154-23-0511

中標津支店 TEL.0153-72-0300

北見支店 TEL.0157-23-7431

遠軽出張所 TEL.0158-42-3388

紋別出張所 TEL.0158-23-6161

網走支店 TEL.0152-43-1213